平成２４年（フ）第７５９２号
神奈川県川崎市幸区古川町140―14、住民票上の住所東京都大田区西蒲田１丁目18―12さかえ荘３号室
破産者　茂木　伸崇
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５９３号
東京都中央区日本橋人形町１丁目７番９号
破産者　株式会社キッチン
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５９４号
東京都中央区日本橋人形町１丁目７番９号
破産者　有限会社ゲッタン社
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２８１号
東京都足立区堀之内２丁目13―３―203
破産者　長谷川陽一
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２８６号
東京都練馬区関町北３丁目33―３―102
破産者　黒田　輝彦
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４１８号
東京都足立区花畑３丁目１―11　第２カメリアビル大澤203
破産者　濱田　晃一
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４３８号
東京都町田市玉川学園２丁目12―33―102
破産者　入口　孝行
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５１号
神奈川県平塚市中原３丁目24―５―203
破産者　加藤　哉太
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５３号
神奈川県横浜市泉区緑園６丁目27―１―103
破産者　鶴田　義昇
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４２号
千葉県八千代市八千代台北９丁目６―14ジュネパレス八千代第23―202
破産者　亀井　幸治
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８７号
東京都江東区千石２丁目４―１―207
破産者　岡安　真美
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７６６号
東京都荒川区荒川５丁目20―２
破産者　豊川秀盛こと　任　　正燁
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７４号
東京都八王子市椚田町177―202
破産者　岩崎　厚子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７６号
埼玉県熊谷市宮前町２丁目239―605
破産者　伊藤　一博
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７８号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目20―11―206
破産者　山崎　雪恵
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７８１号
東京都新宿区荒木町３―７―303
破産者　中田ゆかり
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８０７号
東京都中央区佃２丁目18―11―503
破産者　小野田英侍
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８４０号
東京都江戸川区平井４丁目24―３
破産者　押尾多美枝
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８４１号
東京都江戸川区平井４丁目24―３
破産者　押尾　克彦
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８４２号
東京都江戸川区平井４丁目24―３
破産者　押尾　勝利
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８４５号
東京都清瀬市下宿２丁目396―301
破産者　大東　浩子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８６３号
東京都練馬区向山１丁目８―15―506
破産者　平山　清一
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部